

さいたま市告示第 1560 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条により、次のとおり告示する。

令和 7 年 10 月 6 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 道路の位置 | さいたま市大宮区三橋三丁目 128 番 5、129 番 5 |
| (2) 指定の年月日 | 令和 7 年 10 月 6 日 |
| (3) 指定の番号 | 第北 25－012 号 |
| (4) 道路の幅員 | 4.00 m |
| (5) 道路の延長 | 24.51 m |